

(別添32)

事 務 連 絡

令和2年2月25日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

(別添33)

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 18 日

各 (都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市) 民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の
臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、児童入所施設等において、新型コロナウイルス感染症の流行により職員の確保が困難になるなど、一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、人員、設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成30年6月18日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

(別添34)

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 20 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市

民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る児童自立支援施設通所部及び
児童心理治療施設通所部の臨時的な取扱いについて

今般、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付事務連絡）を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）宛てに発出しております。

児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部におかれましても、十分留意した上で、御対応よろしくお願いいたします。

なお、公衆衛生対策の観点からの休業が必要であると判断した場合における暫定定員の設定については、個々の状況に応じた柔軟な取扱いが可能ですので、管内児童自立支援施設及び児童心理治療施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

(別添35)

事務連絡
令和2年2月28日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
児童養護施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の流行による児童入所施設等の職員の確保については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日付け事務連絡）において、人員、設備及び運営基準等の柔軟な取扱いが可能な旨お示ししております。

今般、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえて、以下のとおり取扱いをまとめましたので、管内児童福祉施設、関係団体等に周知の上、適切な運用をお願いいたします。

1. 里親支援専門相談員等の専任職員の柔軟な配置について

里親支援専門相談員等、直接処遇職員又は該当する生活単位以外の勤務ローテーションに入らないことが加算要件となっている職員については、小学校等の臨時休業の期間においては、直接処遇職員又は該当する生活単位以外の勤務ローテーションに入ることを可能とする。

2. 非常勤職員等の確保について

非常勤職員の勤務日数を増やす、新たな非常勤職員を雇う等、小学校等の臨時休業の期間における日中の職員体制の確保のため、新たな費用が生じた場合のその費用負担については、交付要綱第7に基づく厚生労働大臣の承認の対象となる。

なお、個別具体的に疑義があれば、当課措置費係に照会されたい。

3. その他

2の取扱いにより難しい事案の場合は、個別協議により対応するものとする。